

# tokyo

2020  
夏号  
Vol.309

特集

## 自動車補償に 詳しくなろう

こくみん共済 coop からのお知らせ

**マイカー共済** 改定のご案内

全労済から「こくみん共済 coop」へ

**こくみん共済** 〈全労済〉

全国労働者共済生活協同組合連合会 **coop**

**東京推進本部**

(東京労働者共済生活協同組合)

たすけあいから生まれた保障の生協です。  
「こくみん共済 coop」は営利を目的としない保障の生協として共済事業を営み、相互扶助の精神にもとづき、組合員の皆さまの安心とゆとりある暮らしに貢献することを目的としています。この趣旨に賛同いただき、出資金を払い込んで居住地または勤務地の共済生協の組合員となることで各種共済制度をご利用いただけます。

本誌『労済だよりTokyo』は主に  
こくみん共済 coop の協力団体向け  
に発行されている情報誌です。



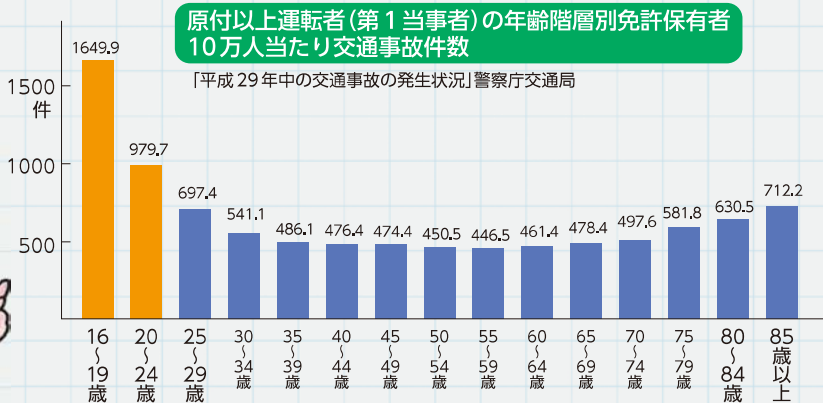


# 自動車補償に詳しくなろう

自分自身がいくら安全運転していても交通事故に巻き込まれるリスクは増大しています。今回は万一の交通事故に備えて自動車補償について特集します。

## DATAで交通事故を分析してみましょう

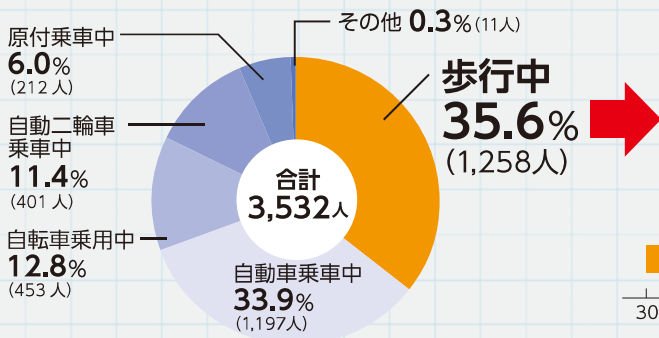
若者の交通事故が多いですね



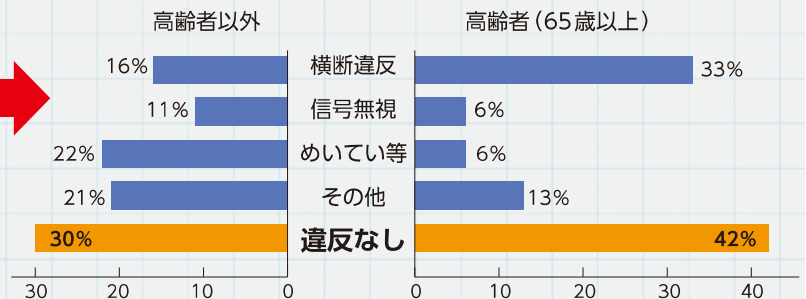
危険なあり運転やながら運転が社会的問題になっていますね。高齢者の事故割合も高くなっています



状態別交通事故死者数 (平成30年内閣府警察庁資料より)



歩行中死者(第1・第2当事者)の法令違反別死者数比較



交通事故死者数では乗車中よりも「歩行中」が多く、それも歩行者側は「違反なし」。

つまり運転中に歩行者を巻き込む事故(対人)が多くなっています。

任意自動車保険(共済)の全国加入率は88%、東京加入率は85.1%(損保料率機構調べ。2018年3月末)東京の場合、約7台に1台(約15%)は無保険(共済)車です。

**しかし** 強制加入の自賠責共済(保険)では、死亡時でも最高3,000万円までしか支払われません。対人賠償は死亡時で3,000万円。物損の補償は一切ありません。

自動車事故に巻き込まれるリスク回避に任意補償は、相手方への賠償のためにも、自分の補償のためにも必要です





## ●「補償の4マス」を備えよう!

	人	物
① 相手 (相手に 対する 弁償)	<b>対人</b> 	<b>対物</b> 
② 自分 (自己 防衛)	<b>人身傷害 搭乗者傷害</b> 	<b>車両</b> 

任意保障は  
①相手に対する弁償  
②自己防衛  
のために備えます



例えば 自分が後遺障がいを負い、自分の車両にも100万円の損害があって、過失割合 **自分80%：相手20%**の場合、「補償の4マス」すべてを満たしていないと……

	人	物
① 相手	<b>対人</b> 	<b>対物</b> 
② 自分	②自己防衛の補償を 備えていない	

自分の損害



自分の損害のうち  
**80%は自分で  
支払わなければ  
なりません。**

自分が後遺障がい **5,000万円**の損害  
↓  
**4,000万円**の自己負担

ガックリ  
自分の車両に **100万円**の損害  
↓  
**80万円**の自己負担

過失割合に相当こだわることになり、  
示談交渉が長引く原因に…





# マイカー共済 ここがおススメ!

それではこくみん共済 coop のマイカー共済についてみていきましょう。

## ●万一の高額賠償とご自身のけがにも安心の「おすすめプラン」

	人	物
① 相手 (相手に 対する 弁償)	対人賠償 <b>無制限</b>	対物賠償 <b>無制限</b>
② 自分 (自己 防衛)	人身傷害補償 <b>5,000万円</b>	車両損害補償

「補償の4マス」を備えることが大事です



- 眼科開業医を死亡させてしまったケース

損害賠償額  
5億843万円



判決:平成23年11月1日横浜地裁

- 積荷(呉服・毛皮等)に損害を与えてしまったケース

損害賠償額  
2億6,135万円



判決:平成6年7月19日神戸地裁

## COLUMN

### 対人・対物賠償は無制限、人身傷害補償は5,000万円以上で備えましょう

- 充実の補償額でも掛金はお手頃に抑えられます!

	人	物
① 相手	対人	対物
② 自分	人身傷害 搭乗者傷害	車両

ココ!

車両損害補償  
については  
5ページを  
ご覧ください

対人賠償

対物賠償

人身傷害補償

おすすめ  
プラン

無制限

無制限

5,000万円

月掛金

⇒2,810円

月100円の差で  
充実の補償に!

他の  
補償例

1億円

3,000万円

3,000万円

⇒2,710円

【算出条件(月払い)】・団体掛金・車名(型式):アクア(NHP10H) 型式発売年月:H29年7月・初度登録年月:R1年10月・型式別掛金クラス:対人7、対物8、人傷7、車両7・一般補償・車両共済金額230万円(自己負担額10万円)・運転者年齢条件:35歳以上補償・主たる被共済者年齢区分:40歳以上50歳未満・弁護士費用等補償特約・AEB割引・新車割引・ハイブリッド車割引・運転者本人・配偶者限定特約・20等級



おすすめ

# 1

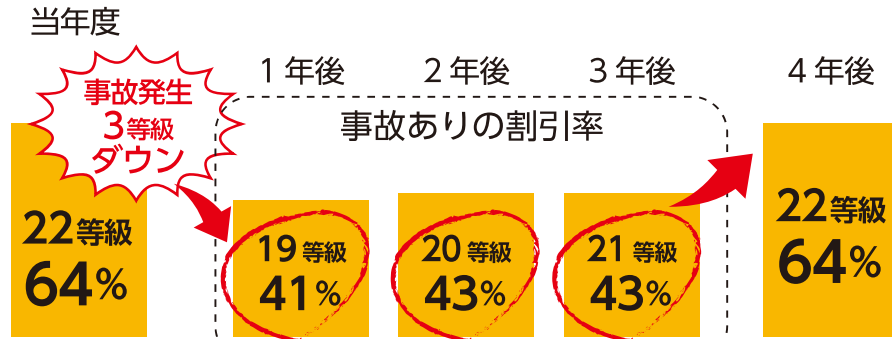
## 最大22等級、64%割引

### 長期間、無事故の優良ドライバーほど掛金はお手頃に

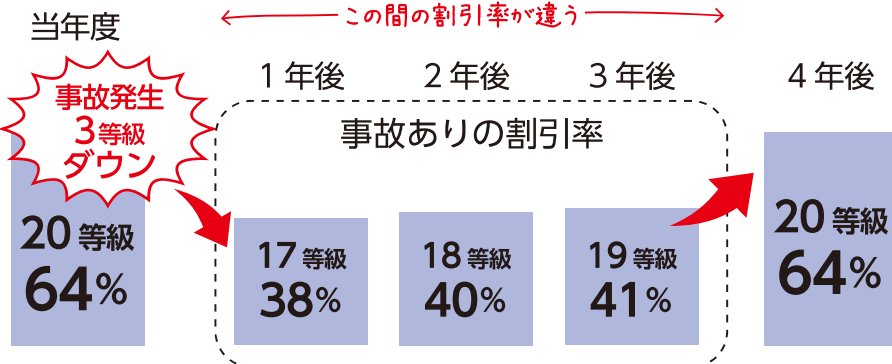
長期間、無事故で安全運転を続けた方を応援するための制度です



最大22等級の場合



20等級の場合



20等級までで終わらないのがこくみん共済coop独自の制度です



おすすめ

# 2

## 事故相手の車両が古い場合

### 対物賠償では不足することも!

	人	物
① 相手	対人	対物
② 自分	人身傷害 搭乗者傷害	車両

ココ!

ここが不足!

対物賠償ではここまでしか補償されません

車両時価額

車両修理費

### マイカー共済なら

#### 対物超過修理費用補償 が全ての契約に自動付帯

安心

50万円限度に、こども補償

対物賠償ではここまでしか補償されません

車両時価額

車両修理費

### こんなときに!

(例) 停車中の相手に追突 (過失割合 100 : 0)



相手方の車両修理費 50万円

相手方の車両時価額 30万円

差額 20万円を支払います。

対物賠償保障の対象となる事故で、相手方の車両に時価額を超える修理費用が発生した場合に、差額を補償します。不足分の支払いをどちらが負担するか等のモメ事がなくなるので安心です。

掛金を抑える工夫を見てください

詳しくは次ページへ





# 1 備えたい事故にあわせて補償タイプを選択しよう！

	人	物
① 相手	対人	対物
② 自分	人身傷害 搭乗者傷害	<b>車両</b>

「補償の4マス」のうち  
車両損害補償の見直しで掛金が抑えられます



ココ！

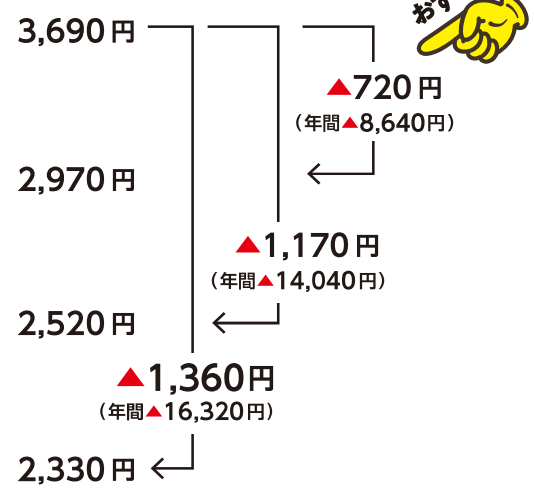
おすすめプラン

○ 補償あり

	自損事故 (車両以外の他物との衝突)		火災・爆発・自然災害		落書き、いたずらによる破損		他車との衝突
--	-----------------------	--	------------	--	---------------	--	--------

一般補償	○	○	○	○
エコノミーワイド + 補償額限定一般補償	限度額 30万円	○	○	○
	○	○	○	○
	×	○	○	○
エコノミー	×	×	×	○

月掛金



【算出条件(月払い)】・団体掛金・車名(型式)：アクア(NHP10H) 型式発売年月：H29年7月・対人・対物：無制限・人身傷害5,000万円・初度登録年月：R1年10月・型式別掛金クラス：対人7、対物8、人傷7、車両7・車両共済金額230万円・運転者年齢条件：35歳以上補償・主たる被共済者年齢区分：40歳以上50歳未満・弁護士費用等補償特約・AEB割引・新車割引・ハイブリッド車割引・運転者本人・配偶者限定特約・20等級

どうしても掛金の負担が大きいという方は最低でもエコノミーに入ってください！これがないと示談交渉が長引きます

エコノミーワイド+補償額限定一般補償なら掛金を抑えつつ広範囲のリスクに備えられます



台風などによる自動車の水没も増えています。住まいる共済(火災共済・自然災害共済)では対象外となるためマイカー共済で備えてください



## COLUMN

### もらい事故だと自分で交渉？

弁護士費用等補償特約 をおすすめします

例えば…赤信号無視の車両との事故など、自分の過失割合が0%（相手が100%過失）の場合、示談交渉サービスが使えません！弁護士費用等補償特約をつけていれば、弁護士費用がカバーされ、当会を通じて日本弁護士連合会に紹介依頼できます。

こんなときにも

- 示談したのに相手方が賠償金を払わない
- 交通事故にあったが、共済は使いたくない

付けておくべき特約の筆頭格



この特約を使用しても等級は下がらないから安心だね





	人	物
①相手	対人	対物
②自分	人身傷害 搭乗者傷害	<b>車両</b>



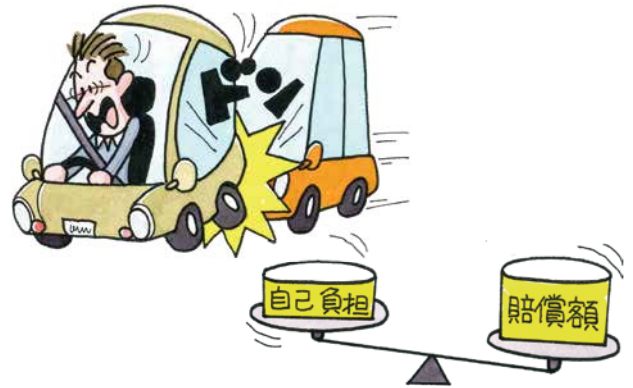
## 2 自己負担額を設定して上手に掛金を抑えよう

- 自己負担額を設定してもこのような場合は自己負担が発生しません。

### CASE1 全損の場合



### CASE2 相手から自己負担額を超える支払いがされる時



高額修理代に備えたい方は、自己負担額を設定することで、掛金を上手に節約することができます。



軽微な事故には自分で備えよう。自己負担額を設定して掛金を節約しようかな

### 自己負担額 なし

#### 年掛金

基本補償	15,070円
車両補償	24,670円
合計掛金	39,740円

### 自己負担額 10万円

#### 年掛金

基本補償	15,070円
車両補償	14,680円
合計掛金	29,750円

おすすめプラン

年間約 **10,000円** の掛金節約！

【算出条件(年払い)】・団体掛金・車名(型式):アクア(NHP10H) 型式発売年月:H29年7月・一般補償・対人・対物:無制限・人身傷害5,000万円・初度登録年月:R1年10月・型式別掛金クラス:対人7、対物8、人傷7、車両7・車両共済金額230万円・運転者年齢条件:35歳以上補償・主たる被共済者年齢区分:40歳以上50歳未満・AEB割引・新車割引・ハイブリッド車割引・運転者本人・配偶者限定特約・20等級



### 3 お子さまが運転するようになった組合員さんへ 子供特約をつけるのが、おトクです



#### 子供特約

お子さまも運転するようになった場合、通常は運転者年齢条件を下げるため掛金が大幅にアップする要因に。しかし、年齢条件を下げなくても子供特約をつけることで、お子さまを補償の対象に追加でき、掛金を抑えることができます。お車を運転するお子さまを持つ親世代におすすめです。

年齢問わず補償

21歳以上補償

26歳以上補償



#### 運転者年齢条件特約

年齢問わず補償

21歳以上補償

26歳以上補償

35歳以上補償



#### 運転者年齢条件特約

35歳以上補償



年掛金  
34,880円

こくみん共済coop  
独自の制度です

お子さまが運転するようになったら

#### A 案



運転者年齢条件特約の  
年齢条件を下げる



年齢問わず補償



18歳

86,810円

#### B 案

おすすめ  
プラン



子供特約をつける



35歳以上補償



子供特約

年齢問わず補償



18歳

72,490円

年間▲14,320円

お子さまが運転する  
ようになった組合員には  
B案がおすすめです！



【算出条件(年払い)】・団体掛金・型式：NHP10H 型式発売年月：H29年7月・一般補償・対人・対物：無制限・人身傷害5,000万円・初度登録年月：R1年10月・型式別掛金クラス：対人7、対物8、人傷7、車両7・車両共済金額230万円(自己負担額10万円)・主たる被共済者年齢区分：40歳以上50歳未満・弁護士費用等補償特約・AEB割引・新車割引・ハイブリッド車割引・20等級

※損保各社の場合、別居未婚の子が(帰省して)運転する場合は、年齢条件が適用されずA案採用の必要がない。同居の子は年齢条件の適用を受けるためA案採用の必要がある。





運転する方の範囲の見直しで、掛金節約！

## 4 運転者本人・配偶者限定特約で ご夫婦のみの運転なら割引になります



### 運転者本人・配偶者限定特約 **8%割引**

被共済自動車の運転者を「主たる被共済者」と「主たる被共済者の配偶者」に限定した場合、掛金が8%割引となります。

		運転する方の範囲			
		主たる被共済者 配偶者	同居の親族 別居の未婚の子	別居の既婚の子	友人・知人
	○：補償します —：補償しません				
	<b>割引率</b>				
運転者本人・配偶者限定特約	<b>8%</b>	○	—	—	—
特約を付帯しない		○	○	○	○

※運転者年齢条件、新車割引、衝突被害軽減ブレーキ(AEB)割引、人身傷害の被共済自動車搭乗中のみ補償特約を適用後の掛金から、さらに割引となります。

夫婦のみの  
運転の場合は  
割引があるのね



補償の組み合わせを含め、  
自分に合った見直しで掛金を節約しましょう！



監修 関口 輝 (せきぐち・あきら)

AFPファイナンシャル・プランナー  
生活経済研究所長野 事務局長

1971年生まれ。神奈川県横浜市出身。長野県千曲市在住。大学卒業後、長野県へIターンし住宅メーカーに就職。後に保険会社へ転職。人生の2大支出に売り手として関わる経験から、お金まわりの正しい知識はまるで消費者に伝えられていないことを痛感する。2001年労働組合シンクタンク「生活経済研究所長野」に参画。2002年AFP資格取得、2004年日本FP協会長野支部幹事、2006～2012年副支部長を歴任。

保存版

# スムーズな共済金請求のために

あなたの組合の

## こくみん共済

全国労働者共済生活協同組合連合会 

推進担当職員は

支所

名前

連絡先

推進担当職員の名刺をお貼りください

### 1 病気・けがによるご請求

例えばこんなとき、ご連絡ください。



病気やけがでの  
入院



病気やけがでの  
手術



死亡

こくみん共済 coop 推進担当職員または各支所へご連絡ください。

### 2 火災・自然災害などの住宅被害によるご請求

火災や自然災害により、住宅被害を受けた場合の共済金請求のお手続きについてご案内します。  
例えばこんなとき、ご連絡ください。



火災



落雷



暴風雨



降ひょう



地震



盗難

こくみん共済 coop 推進担当職員または各支所へご連絡ください。

### 3 自動車事故による請求

自動車事故を起こされたときや受けてしまったときの共済金請求のお手続きについてご案内します。

事故受付



0120-0889-24  
24時間365日

ロードサービス



0120-889-376  
24時間365日

今すぐ  
スマートフォンに  
登録

マイカー共済事故受付センター



0120-0889-24

受付時間 24 時間 365 日

※ IP 電話等、フリーダイヤルをご利用いただけない場合は、下記までご連絡をお願いします。

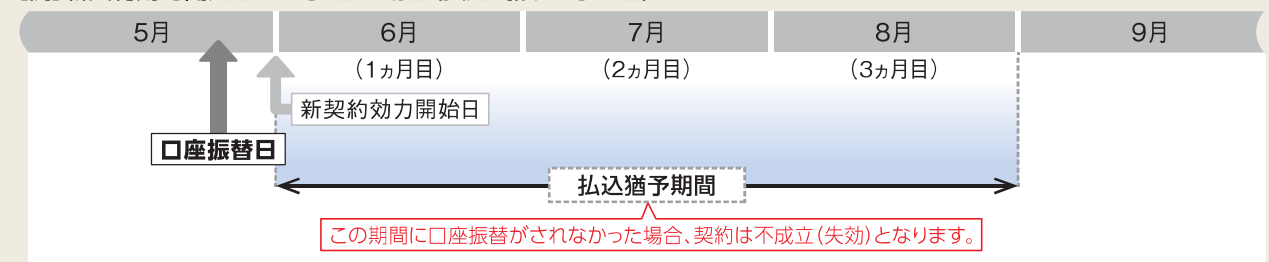
☎03-6628-4600 (有料)

※ 自賠責共済のみの加入の場合は、加入時にお渡しする「自賠責共済のしおり」に記載している最寄りの「損調サービスセンター」にご連絡ください。

1 共済掛金口座振替特約の払込猶予期間の延長 ★

口座振替時の第2回目以降の共済掛金の払込猶予期間を払込期限(月末)の翌日から3ヵ月間に延長します(4回目の振替不能で契約不成立(失効)となります)。

【例】新契約効力開始日が6月1日の場合(払込期限:5月31日)



※月払契約の場合、引落不能額を合算して請求します。

2 ハイブリッド車割引の改定

ハイブリッド車や電気自動車等の割引率を「3%」に改定します。なお、これまでと同様に割引適用期間の制限はなく、福祉車両割引との併用も可能です。

3 配偶者の範囲拡大

組合員の多様な個性や家族形態を尊重し、**事実上婚姻関係と同様の事情にある同性パートナー**を当会で定める配偶者の定義に含めます。

4 共済契約者死亡時の契約承継手続きの取り扱いの見直し ★

契約者が死亡された際の承継手続きの期限は、契約者が死亡された時点までのご契約期間の契約満了日までと定めていましたが、期限を過ぎた場合であっても、契約承継を可能とします。

5 主たる被共済者、被共済自動車の範囲の変更 ★

- ① 主たる被共済者  
現行の「被共済自動車の所有者」から「被共済自動車を**主に使用する方**」に変更します。
  - ② 被共済自動車  
現行の「主たる被共済者が所有する自動車」から「主たる被共済者が**主に使用する自動車**」に変更します。
- ※主たる被共済者の範囲(共済契約者、契約者の配偶者、契約者と同居する親族、契約者の配偶者と同居する親族)は変更ありません。  
 ※主たる被共済者を変更する場合、上記に記載している主たる被共済者の範囲内で変更いただくことができますが、契約者ご自身での変更手続きが必要となります。  
 ※主たる被共済者は人身傷害補償、無共済者傷害、他車運転危険補償、交通事故危険補償特約等の補償を受けられる方を定める基準となります。**主たる被共済者を変更される場合は、補償の対象となる方の範囲が変わりますのでご注意ください。**

ここに掲載している内容は、制度改定の概要を説明したものです。詳細は「ご契約のしおり」などをご確認ください。

改定内容はホームページからもご覧いただけます。  
<https://www.zenrosai.coop/kyousai/mycar/kaitei2020>



たすけあいから生まれた保障の生協です

「こくみん共済 coop」は営利を目的としない保障の生協として共済事業を営み、相互扶助の精神にもとづき、組合員の皆さまの安心とゆとりある暮らしに貢献することを目的としています。この趣旨に賛同いただき、出資金を払い込んで居住地または勤務地の共済生協の組合員となることで各種共済制度をご利用いただけます。

2020年4月  
改定

改定のご案内



マイカー共済は2020年4月1日以降に更新を迎えるご契約より、改定を行います。皆さまにより安心・納得してご利用いただけるよう、補償・サービスの向上に努めてまいります。

〈主な改定内容〉

- ① 民法改正(2020年4月)の概要および当会での対応
- ② 共済掛金の改定
- ③ 主たる被共済者年齢区分の見直し
- ④ 普通・小型乗用車の型式別掛金クラスの細分化
- ⑤ 軽四輪乗用車における型式別掛金クラスの導入
- ⑥ 軽四輪乗用車におけるAEB割引の適用対象期間の改定
- ⑦ その他の改定

※更新時期にかかわらず、2020年4月1日から全てのご契約に適用される項目もございます。該当項目には★印を記載しています。

1 民法改正(2020年4月)の概要および当会での対応

民法には、契約等に関する最も基本的なルールが定められています。今回、契約に関する規定を中心に、社会・経済の変化への対応を図るため、また、現在の裁判や取引の実務で通用している基本的なルールを明文化し、わかりやすくするための改正が行われます。

1 定型約款に関する規定の新設(改正民法第548条の2～第548条の4)

- ① 定型約款を契約内容とする旨の表示があれば、個別の条項にも合意したものとみなされます。また、信義則(民法1条2項)に反して相手方の利益を一方向的に害する条項は無効となります。
- ② 契約者等から請求があった場合には、事業者・団体は相当な方法(ホームページでの掲載等)で定型約款の内容を表示する必要があります。
- ③ 以下に該当する場合には、事業者・団体が既存の契約も含めて定型約款の内容を変更できることとなります。
  - ア. 変更が顧客の一般の利益に適合する場合
  - イ. 変更が契約の目的に反せず、かつ、変更に係る諸事情に照らして合理的な場合

【当会での対応】

- 加入の共済契約の契約内容(定型約款)は、商品に応じ設定する「事業規約・細則」となります。2020年4月1日以後に発効する新規契約・更新契約の事業規約・細則は当会ホームページに掲載します。なお、事業規約・細則とは別に、ご契約内容の大切な事柄をご案内するため、事業規約・細則の内容等をまとめた「ご契約のしおり」もご用意しています(ホームページからもご覧いただけます)。

「事業規約・細則」「ご契約のしおり」 <https://www.zenrosai.coop/tebiki.html>

- 法改正や社会情勢等の影響により、共済期間の途中でも契約内容を変更することがあります。契約内容を変更する場合には、事前に変更内容、適用日について当会のホームページに掲載するなどによりご案内します。

2 法定利率の変更

法定利率が現在の「年5%」から「年3%」に引き下げとなり、その後も市場の金利水準に合わせて3年ごとに法定利率が変更する仕組みが導入されます。これに伴い、損害賠償における逸失利益の金額や、共済金のお支払いにおける遅延利息の計算方法が変更となります。



## 2 共済掛金の改定

民法改正による法定利率の変更、これまでの共済金の支払状況を踏まえて、共済掛金の見直しを行います。これにより、個々の契約条件によって掛金が引き下げまたは引き上げとなる場合があります。

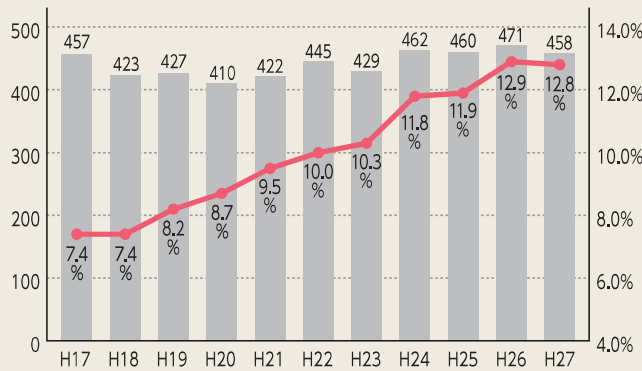
## 3 主たる被共済者年齢区分の見直し

契約者間の共済掛金負担の公平性を確保するために、年齢間のリスク実態を主たる被共済者年齢区分に反映させ、リスク格差の大きい「70歳以上」について「70歳以上75歳未満」と「75歳以上」に細分化します。

※主たる被共済者年齢区分とは、運転者年齢条件を「26歳以上補償」または「35歳以上補償」に限定される場合、主たる被共済者の年齢に応じて適用される掛金区分のことをいいます。

現行	30歳未満	30歳以上 40歳未満	40歳以上 50歳未満	50歳以上 60歳未満	60歳以上 70歳未満	70歳以上
改定						70歳以上 75歳未満 75歳以上

■75歳以上の高齢運転者による死亡事故件数および構成比



75歳以上の運転者による死亡事故が増加

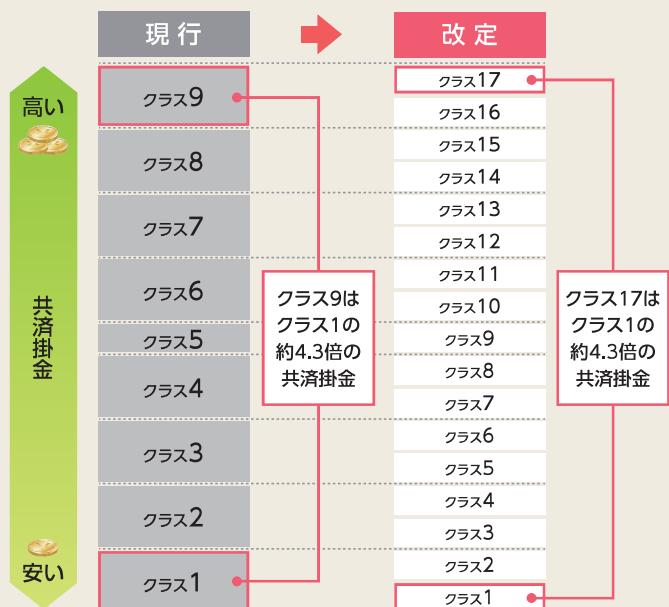
一般統計を見ると、全体の交通事故死亡件数のうち、75歳以上の高齢運転者による死亡事故の割合が増加傾向にあります。

※(出典)警察庁交通局ホームページ

## 4 普通・小型乗用車の型式別掛金クラスの細分化

普通・小型乗用車の型式別掛金クラス数を9クラスから17クラスに細分化し、型式ごとの事故発生状況(実績)をより適切かつ公平に掛金に反映します。

なお、掛金クラス間ごとの共済掛金の格差は1.2倍から約1.1倍に見直しを行います。最も低いクラスと最も高いクラスの格差(約4.3倍)の見直しは行いません。

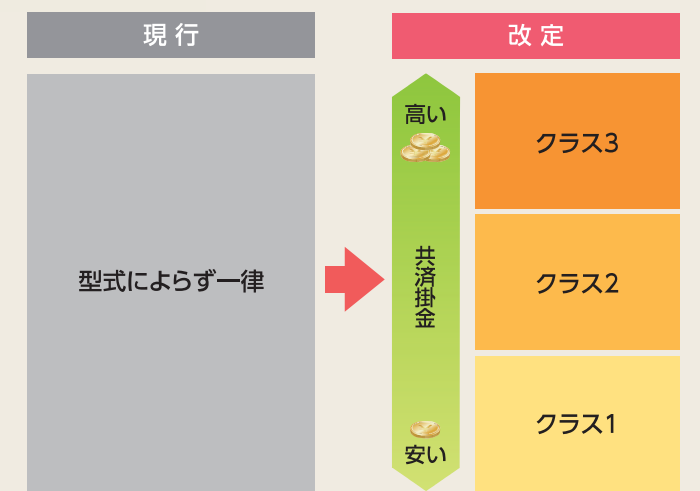


## 5 軽四輪乗用車における型式別掛金クラスの導入

近年の軽四輪乗用車の普及台数増加に伴い、安全装置の搭載など自動車ごとの特性(形状・構造・装置・性能)も多様化してきました。

よって、普通・小型乗用車と同様に、型式ごとの事故発生状況(実績)をより適切かつ公平に反映させた掛金設定とするために、軽四輪乗用車に対しても基本補償\*および車両損害補償に型式別掛金クラス(3クラス)を導入します。

\*基本補償とは、「対人賠償・自損事故傷害特約、対物賠償、人身傷害補償・搭乗者傷害特約」をいいます。



※損害保険料率算出機構で型式別料率クラスの見直しがあった場合、マイカー共済の型式別掛金クラスも見直しを行います。

## 6 軽四輪乗用車におけるAEB割引の適用対象期間の改定

軽四輪乗用車に型式別掛金クラスが導入されたことに伴い、AEB割引の適用対象期間を以下のとおり改定します(普通・小型乗用車と同様の適用対象期間となります)。

なお、普通・小型乗用車の適用対象期間は変更ありません。

	現行	改定
適用期間	型式の発売年月を問わず適用	型式が発売された年度(4月1日～翌3月31日)に3を加算した年(暦年)の12月末までの期間 ※上記期間に共済期間の開始日が含まれていることがAEB割引適用条件です。

### 型式別掛金クラスとAEB割引の関係について

型式別掛金クラスは、新たな型式が発売されたときには、その排気量や新車価格帯などによって掛金クラスを決定しますが、その後は、下図のように直近3か年の型式別の損害率を検証し、「掛金クラス見直し」を毎年1月1日に実施しています。事故実績の蓄積が充分な型式では、「クラス見直し」によりリスク実態に見合った掛金クラスが決定されるため、AEBによるリスク軽減効果も反映されていることとなります。一方、発売されて間もない型式のように事故実績の蓄積が充分でない型式については、AEBのリスク軽減効果が掛金クラスに充分反映されているとはいえません。AEB割引は、この充分に反映できていない部分を補完するため、型式発売後3年以内の型式について適用されるものです。

例) 2019年5月に発売された型式の場合

